

マイナンバー法及び マイナンバー関連法案について (骨子)

マイナンバー法案と関連法案について

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、平成24年2月14日、次の3法案を閣議決定し、国会提出。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)【内閣官房】
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【内閣官房】
- ③ 地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

マイナンバー法案

I 総則

II 個人番号

III 特定個人情報の保護等

III-① 特定個人情報の保護

III-② 情報連携

III-③ 行政機関個人情報保護法等の特例等

IV 個人番号情報保護委員会

V 法人番号

VI 個人番号カード

VII 雑則

VIII 罰則

関連整備等法案

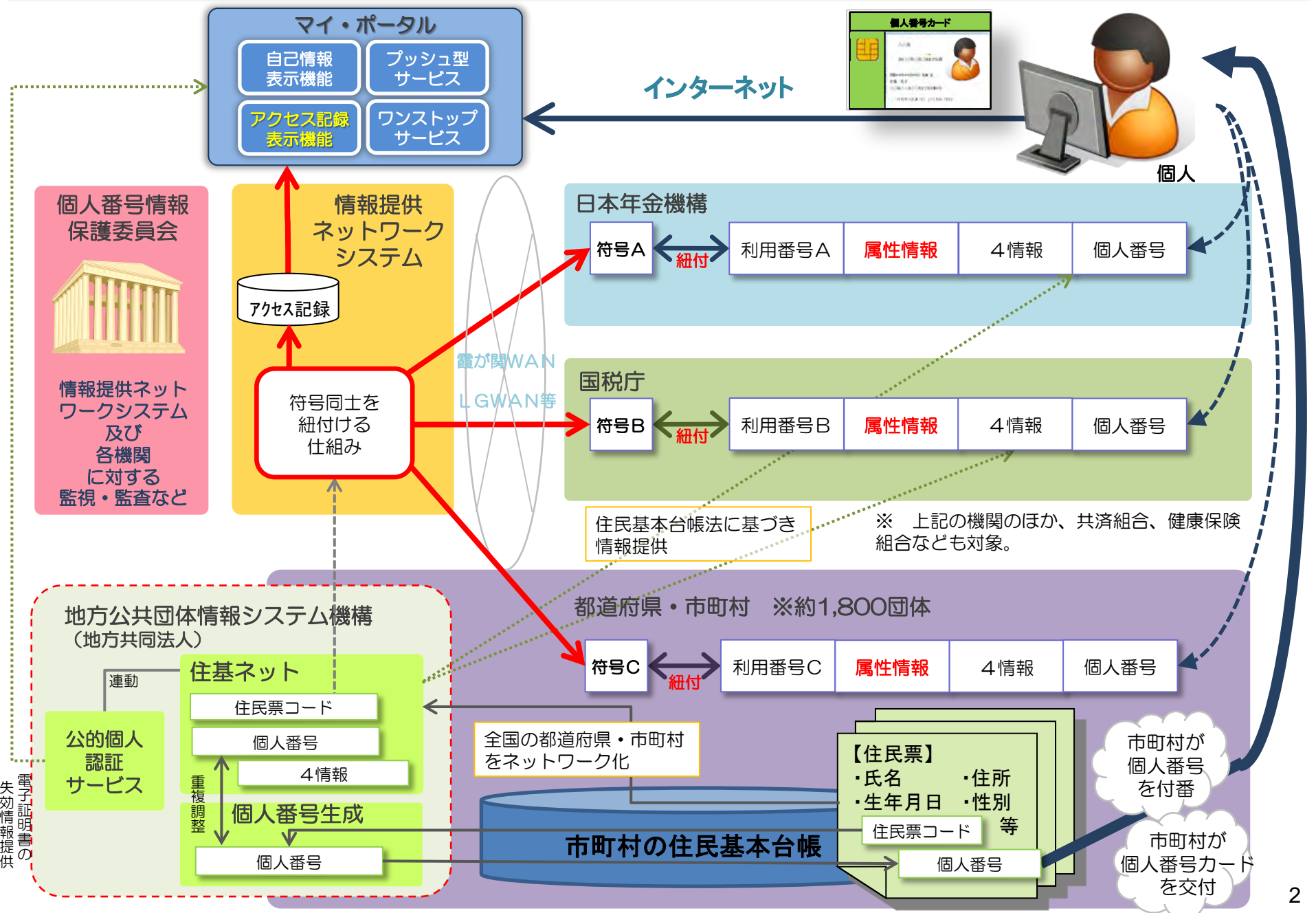
住民基本台帳法の一部改正

公的個人認証法の一部改正

等

地方公共団体情報システム機構法案

番号制度のイメージ



住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する情報保有機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒マイナンバー法に規定する個人番号カードに移行

- マイナンバー法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

公的個人認証法の一部改正について

1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報が行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大（総務大臣が認める民間事業者を追加）

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。（例：インターネット上での預金口座開設等）
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

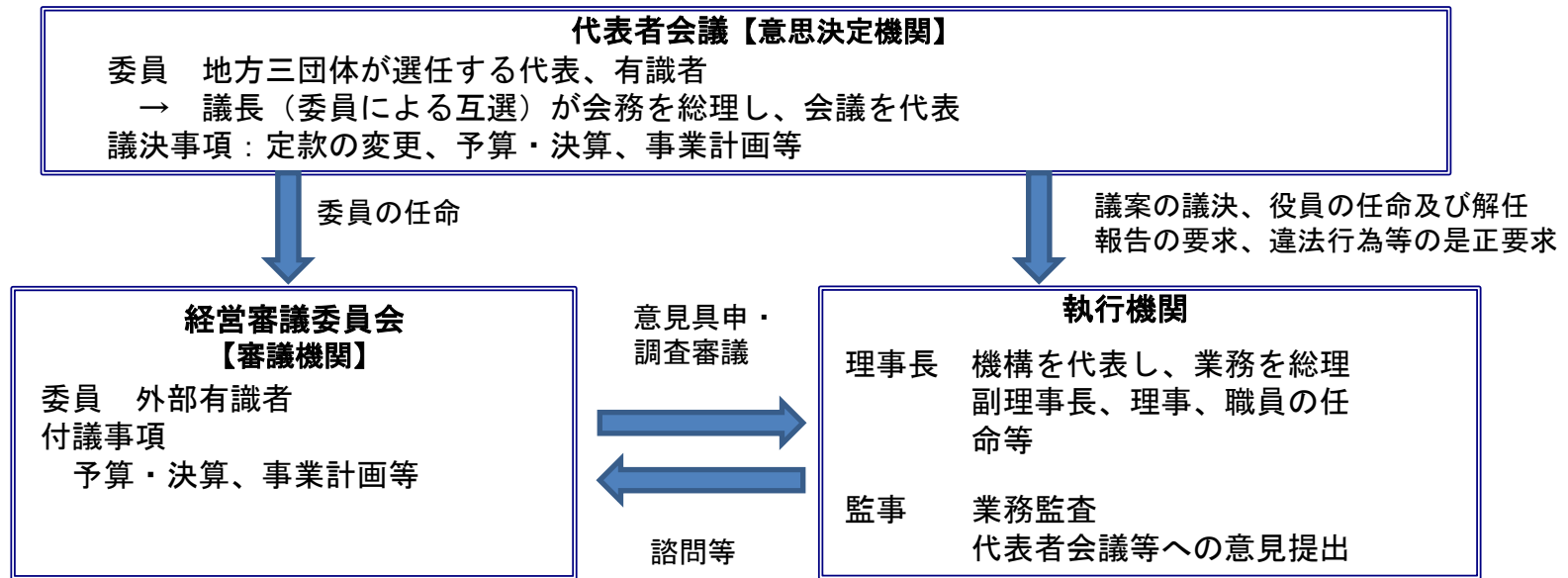
- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

地方公共団体情報システム機構法案について

- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及びマイナンバー法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



【社会保障・税番号大綱(H23.6.30 政府・与党社会保障改革検討本部決定)】

「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人(地方公共団体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人)とする。

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

2012年
(H24)

2013年
(H25)

2014年
(H26)

2015年
(H27)

2016年
(H28)

制度構築

マイナンバー法案提出
マイナンバー法整備法案提出

法案成立

政省令

特別法案提出

医療等の分野の機微性の高い
個人情報について特段の措置を検討

法案成立

政省令

番号
通知

個人番号カードの交付

順次、マイナンバーの利用開始

【2015年1月から利用する手続のイメージ】
○社会保障分野
・年金に関する相談・照会
○税分野
・申告書・法定調書等への記載
○防災分野
・要援護者リストへのマイナンバー記載
※ただし、事前に条例の手当てが必要

委員国会同意

個人番号情報保護
委員会設置

委員国会同意

委員国会同意

情報保護評価ガイドライン作成
(情報保護評価SWG)

委員会規則

情報提供ネットワークシステム、
マイ・ポータルの運用開始

特定個人情報保護評価の
実施・承認等

情報提供ネットワー
クシステム等の監査

2016年1月より、国の
機関間の連携から
開始し、2016年7月を
目途に地方公共団
体との連携について
も開始

システム
要件定義

実証事業

工程管理支援業務

システム構築

基本設計

詳細設計

プログラム設計、単体テスト

総合運用テスト

センター・バックアップセンター構築

国民対話

47都道府県
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

マイナンバー法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
マイナンバー法			H26.10～	付番・通知	
				H27.1～	個人番号利用、個人番号カード交付
					H28.1～ 情報連携
機構法	H25.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関とみなす)		機構	
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報(住民票コード)の提供			本人確認情報(個人番号)の提供	
	住基カードの交付			住基カードの経過措置	
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関とみなす)		機構	
	電子署名			電子署名・電子利用者証明	
			検証者の民間拡大		